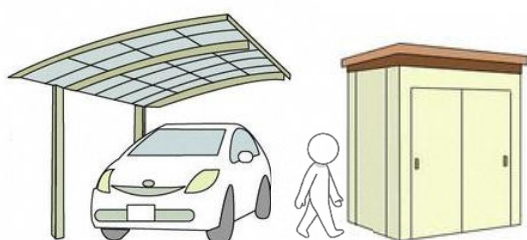


建築物の所有者・管理者又は使用者等各位  
(建築物を所有もしくは実際に利用する方(居住者等)へ)

## 完了検査後の建築物の適正な手続について(お願い)

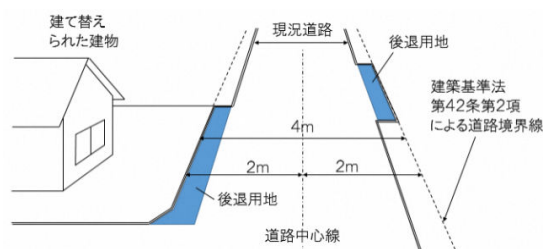
- この検査済証は、建築基準法の完了検査に合格したことを証明するものですので、大切に保管してください。
- 建築物の所有者・管理者又は使用者等には、建築物を常時適法な状態に維持する努力義務が課せられています。また、完了検査後の増築等で、新たに法適合性を確認するための建築確認申請が必要であるにもかかわらず、その手続きを怠った場合は、建築基準法違反となりますので注意してください。
- 違反となる事例としては、完了検査後に建築確認申請をせずにカーポートや所定の規模を超える物置を設置したり、後退すべき道路に塀等を設置されたりすることがあり、これらは全て建築基準法に抵触する行為となります。

《建築確認申請が必要となる場合のある増築》



カーポートのイメージ 物置のイメージ

《後退すべき道路部分には塀等の設置はできません》



後退が必要な道路のイメージ

- 完了検査後に法規制に抵触している増築工事等が発見された場合は、特定行政庁より違反是正指導を受ける場合があります。
- 建築物の増築工事等については、あらかじめ建築士や特定行政庁<sup>※</sup>にご相談いただいたうえで適正な手続き後に進めていただきますようお願いいたします。

※ 特定行政庁：違反建築物に対する是正命令等の建築行政全般を司る行政機関。

## 大阪府内建築行政連絡協議会

「大阪府内建築行政連絡協議会」とは、大阪府内の特定行政庁等で組織している協議会です。  
(大阪府内の特定行政庁は、大阪府、大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市)

各特定行政庁の連絡先は裏面をご覧ください。

## 各特定行政庁の問い合わせ先

特定行政庁	担当部署	TEL
大阪府 ※	住宅まちづくり部 建築指導室 建築安全課	06-6210-9726
大阪市	都市計画局 建築指導部 監察課	06-6208-9311
豊中市	都市計画推進部 建築安全課	06-6858-2430
堺市	建築都市局 開発調整部 建築防災推進課	072-228-7482
東大阪市	建築部 建築指導室 建築審査課	06-4309-3240
吹田市	都市計画部 開発審査室	06-6384-1994
高槻市	都市創造部 審査指導課	072-674-7567
守口市	都市整備部 住宅まちづくり課	06-6992-1736
枚方市	都市整備部 開発指導室 建築安全課	072-841-1221
八尾市	建築部 審査指導課	072-924-3852
寝屋川市	都市基盤整備部 審査指導課	072-824-1181 (内線 2742)
茨木市	都市整備部 審査指導課	072-620-1661
岸和田市	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9571
箕面市	みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121 (内線 3454)
門真市	まちづくり部 建築指導課	06-6902-6341
池田市	まちづくり推進部 審査指導課	072-752-1111
和泉市	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141
羽曳野市	都市開発部 建築指導課	072-958-1111

※大阪府が特定行政庁となる 26 市町村

泉大津市、泉佐野市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、交野市、河南町、河内長野市、熊取町、四條畷市、島本町、摂津市、泉南市、太子町、大東市、高石市、田尻町、忠岡町、千早赤阪村、豊能町、富田林市、能勢町、阪南市、藤井寺市、松原市、岬町